

第一章 公共施設等総合管理計画策定の趣旨

1 策定の背景と目的

- ・昭和30年代後半から急速に整備が進んだ公共施設等は、修繕や更新の時期が集中して到来
- ・今後も厳しい財政状況が続くことや、人口減少等による利用ニーズの変化への対応が必要
- ・財政負担の軽減・平準化、施設の最適配置の実現のため、中長期的な視点による計画が必要

2 本計画の位置づけ

- ・公共施設等の総合的・計画的な管理を推進するための基本的な方針
- ・令和2年度までに策定した「個別施設計画」の指針となるもの

3 対象施設

- ・県が所有・管理する全施設

4 計画期間

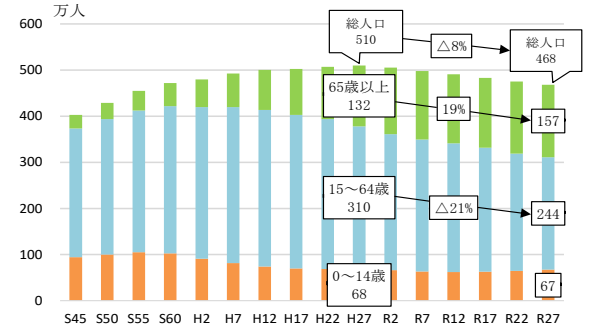
- ・10年間（平成29年度～令和8年度）

第二章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等の現況

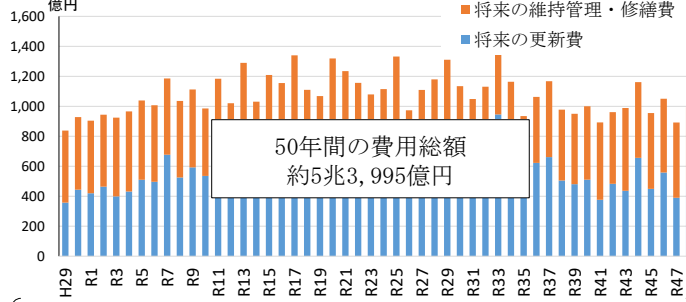
20年後（令和22年度）には、公共施設等の多くで、建設後50年を超える。（例、県有建築物：60.6%、橋梁：50.1%、トンネル：65.7%など）

2 総人口や年代別人口についての今後の見通し

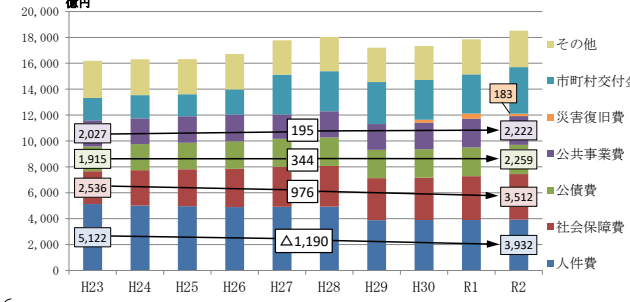


3 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みや本県の財政状況

(1) 中長期的な経費の見込み



(2) 本県の財政状況（一般会計当初予算の推移）



（令和2年度末現在で県が所有・管理する公共施設等に要する、今後50年間のトータルコストを約5兆3,995億円と試算）

（過去10年間で比較すると、人件費（△1,190億円）が減少する一方、公共事業費（195億円）、公債費（344億円）、社会保障費（976億円）が増加し、厳しい財政運営が続いている。）

4 公共施設等に関する課題

- 人口減少等による公共施設等の利用ニーズの変化や、老朽化が進む施設の修繕・更新の時期の集中に加え、今後も厳しい財政状況が続くことに対応していくため、以下の取組みが求められる。
- ・今後新たに整備する公共施設等については、PPP/PFI等の民間活力等の活用や、ライフサイクルコストを考慮した事業手法を採用するなど、より効率的な整備に努める必要がある。
 - ・既に整備済みの公共施設等については、維持管理・修繕・更新等を総合的かつ計画的に進めていくことが必要であり、次章以下のような取組みを進めていく。

第三章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

将来にわたって県民サービスを持続的に提供していくため、以下の3つを柱として取組みを実施

- (1) 予防保全による安全・安心の確保及び施設の長寿命化 (2) 施設の最適配置 (3) 民間活力等の活用

2 公共施設等の管理に関する実施方針

(1) 予防保全による安全・安心の確保及び施設の長寿命化

- ・点検・診断等の実施
- ・維持管理・修繕・更新や長寿命化の実施
- ・安全確保や耐震化の実施

(3) 民間活力等の活用

- ・PPP/PFIの活用について積極的な検討の実施
- ・国等の施設との相互利用等の検討の実施、公民協同による公共施設等の維持管理の促進

(2) 施設の最適配置

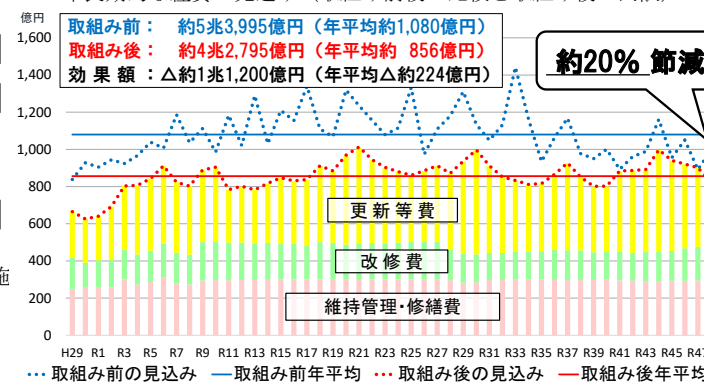
- ・県有建築物は、地域の福祉やまちづくりに果たす役割等を勘案した上で、最適配置を検討し、そのうち庁舎等は原則、更新時に総合庁舎等への集約化を検討する
- ・公共インフラ施設は、社会経済活動や県民生活上重要なため、最適配置について慎重に検討し、現状のまま維持することとした施設についても管理の効率化等に努める

(4) 取組みを支える体制整備等の推進

- ・全庁的な推進体制の下で本県の公共施設等を総合的かつ計画的に管理、活用する取組みの推進及び進捗管理の実施
- ・計画の進捗状況等については、適宜、議会報告や公表
- ・施設の維持管理・修繕・更新等に係る研修の実施

3 本計画の効果

中長期的な経費の見込み（取組み前後の比較と取組み後の内訳）



第四章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

県の公共施設等の全体を「庁舎等」「道路」などの17の類型に分類し、各類型ごとに第三章の内容の方針を策定

個別施設計画（令和2年度までに、全166計画策定完了）